

福島医発第706号(地)  
令和2年6月3日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会  
会長 松 田 峻一良  
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の各医療機関への配分  
について(依頼)に関する質疑応答集(Q&A)について

今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より日本医師会に対し、標記の事務連絡が発出され本会に対しても周知依頼がありました。

新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤(販売名:ベクルリ一点滴静注液100mg、同点滴静注液100mg)の各医療機関への配分については、「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の把握等について調査項目一部変更のお知らせ」令和2年5月23日付福島医発第591号(地)において連絡しているところですが、当該事務連絡に関する質疑応答集が別添のとおり取りまとめられましたので連絡します。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

2 疾病第 1109 号  
令和 2 年 5 月 25 日

公益社団法人福岡県医師会長  
公益社団法人福岡県病院協会会長  
一般社団法人福岡県私設病院協会会長  
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長  
一般社団法人福岡県精神科病院協会会長

殿

福岡県保健医療介護部長  
(福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部)



「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の各医療機関  
への配分について（依頼）」に関する質疑応答集（Q&A）について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く  
お礼申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から別  
添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

－問合せ先－

保健医療介護部がん感染症疾病対策課  
感染症対策係 諫山

TEL 092-643-3268 FAX 092-643-3331

事 務 連 絡

令 和 2 年 5 月 2 2 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の各医療機関への  
配分について(依頼)」に関する質疑応答集(Q&A)について

新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤(販売名:ベクルリー点滴  
静注液 100mg、同点滴静注用 100mg)の各医療機関への配分については、「新型  
コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の各医療機関への配分について  
(依頼)」(令和2年5月7日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推  
進本部事務連絡)においてお示ししているところですが、当該事務連絡に関す  
る質疑応答集を別添のとおり取りまとめましたので、ご了知いただくとともに、貴  
管内の医療機関に周知をお願いいたします。

(別添)

「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の各医療機関への配分について(依頼)」に関する質疑応答集(Q&A)【医療機関向け】

【WEB調査シート関係】

Q1 レムデシビルを使用するためには、どのような手続きが必要か。

A1

各医療機関がWEB調査シート(5月15日付けの事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の把握について調査項目一部変更のお知らせ(その5)」の別添1)に入力したレムデシビルの投与対象者数等の情報をもとに、厚生労働省は、製剤販売業者(ギリアド・サイエンシズ社)から供給された薬剤を、各医療機関に無償で配分します。

なお、WEB調査に関する質問・問い合わせは、下記の連絡先までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

厚生労働省・内閣官房 IT 総合戦略室・医療機関調査事務局

電話番号:03-5846-8233 土日祝日を除く平日9時~17時

<http://covid-19-monitoring.cybozu.com/k/#/portal>

Q2 WEB調査シートに投与対象者数を入力した後、どのように連絡がくるのか。

A2

薬剤の配分が決定した場合は、WEB調査に係る日次調査シートの「レムデシビル投与に関して貴院を代表する医師」、「D I 管理薬剤師」の欄に入力いただいた連絡先にギリアド・サイエンシズ社や卸売販売業者より連絡がいきます。このため、確実に連絡がつく電話番号及びメールアドレスの記入をお願いいたします。なお、窓口調査シートに記入した調査対応窓口の連絡先には、レムデシビルの配布に関する連絡はいきません。

#### 【使用申請書関係】

Q3 使用申請書はレムデシビル製剤を申請する前に厚生労働省に送付しておく必要があるのか。

A3

いいえ。使用申請書は本薬剤の所有権が厚生労働省に帰属することからご提供をお願いするものです。従って、使用申請書はレムデシビル製剤の到着後に原則として患者本人等に同意をいただき、薬剤を投与するまでの間に、下記の連絡先までFAXにて送付してください。

厚生労働省健康局結核感染症課

FAX 番号:03-3581-6251

Q4 レムデシビルの投与に際して厚生労働省に送付する使用申請書について、患者の状態等により患者本人の署名、保護者（代諾者）の署名のいずれも得られない場合、使用申請書の署名はどうすればいいのか。

A4

患者本人の署名が原則になりますが、感染防止の観点から、①患者本人の口頭での同意の上で、家族もしくは担当医等の代筆、又は②家族の同意の上で担当医等の代筆が可能です。ただし、担当医等が代筆した場合は、控えを患者に手渡すか、家族に郵送してください。

なお、原本は病院で保管してください。

#### 【レムデシビルの配分関係】

Q5 レムデシビル製剤の配分本数は患者一人あたりどのくらい届くのか。

A5

1人の患者あたり11バイアル届きます（5月22日時点）。用法・用量につきましては、薬剤の添付文書をご参照ください。

Q6 WEB調査に投与対象者数を入力してから、どの程度でレムデシビルが配布されるのか。

A6

現時点では、WEB 調査への入力 が 13 時までに行われている場合、入力日からおおむね2～5営業日(関東からの発送のため、地域により日数が異なります。)後にお届けできている状況です。